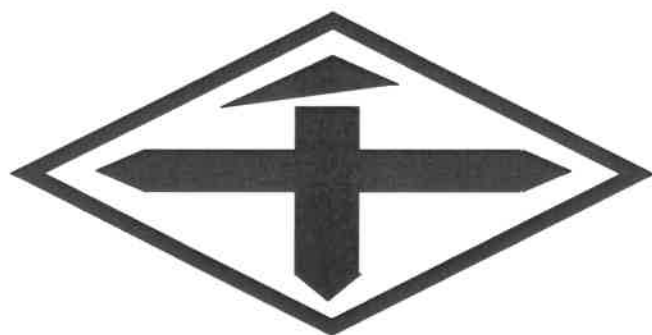


令和 8 年度 いじめ防止基本方針



◆ 目 次 ◆

I	いじめ問題に対する基本的認識		1
II	推進体制		1
III	いじめの未然防止のための取組		2
IV	いじめの早期発見に向けての取組		3
V	いじめに対する早期対応		5
VI	重大事態への対処		7
VII	点検・評価等について		8
別紙 1	いじめ問題・不登校対策年間計画		9
別紙 2	生徒指導全体計画		10
別紙 3	いじめ発見のチェックポイント		11
別紙 4	重大事態の対応フロー図		15

八幡浜市立千丈小学校

千丈小学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立千丈小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童に対して、本校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止対策の基本方針

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように対策を行う。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

II 推進体制

いじめをなくすためには、学校・家庭・地域社会の関係者が、児童の実態について情報交換を行い、対応策を協議する中で、児童の健全育成に努めていく必要がある。

1 校内推進体制

- (1) 職員会での共通理解
 - ・ 定例職員会における、生徒指導上の共通理解並びに情報交換
 - ・ 校内研修におけるいじめ問題を始めとする生徒指導に関する計画的な研修
- (2) 生徒指導部会の運営
 - ・ 校務分掌における生徒指導部の役割分担の明確化
 - ・ 定期的な生徒指導部会の開催（毎月末）

- (3) 児童の実態把握
 - ・いじめの早期発見と児童の実態把握のための取組
- (4) 児童会活動の支援
 - ・児童会への指導
 - ・委員会活動の主体的な活動への支援

2 情報共有推進

(1) 千丈小学校運営協議会

千丈小学校における児童たちが心身ともに健全に育つため、地域が一体となって連携を密にし、児童たち一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする環境づくりに努めると共に、いじめ根絶のための活動を推進するために、教職員、保護者、校区内の関係者による情報共有及び意見交換を行う。

(2) 八幡浜市こども未来共創会議

いじめ問題の解決のため、児童生徒をまもり育てるために連携を密にする。

3 職務別の役割

いじめ問題等に組織的に対応していく上で、それぞれの職務に応じて任務を遂行していく必要がある。本校では、八幡浜市教育委員会作成の「いじめ問題ハンドブック」によりその任を務めていくこととする。

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

1 いじめ問題・不登校対策年間計画（別紙１）

2 全教育活動を通した生徒指導（別紙２：「生徒指導全体計画」）

(1) 教科指導における生徒指導との関連

教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

目標・指導・評価の一体化により「基礎・基本」の確実な定着を目指した授業改善に努める。

イ 基礎学力の定着

- 「チャレンジタイム」の計画的な実施
- 「補充学習」の実施（毎週金曜日の放課後）

(2) 人権・同和教育、道徳教育の充実

命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、いじめの問題について考え、対話を重視した学習活動を実践し、教育活動全体を通して自他の多様性を尊重することの大切さを実感することができる指導の浸透を図る。また、いじめにつながる行為を見て見ぬ振りをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(3) 特別活動・総合的な学習の時間等における生徒指導との関連

児童自らいじめの問題について考え、議論する活動や児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる活動を通して、自己有用感を高め、いじめ撲滅や命を尊ぶ雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

ア 主体性・自律心の育成

- 「挨拶・返事・靴並べ」の徹底

イ 基本的な生活習慣の育成

- 「良質な睡眠」「忘れ物ゼロ」「ノーゲーム・ノーネットデー」の家庭との協力
- ウ いじめをしない、許さない、見逃さない風土づくり
 - 全員出席の日の推進
 - 「みんなで遊ぶ日」の実施
- エ 人とつながる喜びを味わう体験活動
 - 「ふれあいあいさつ活動」の推進（地域との連携）
 - 集会活動の実施
 - 「交流学习」「ふれあいパーク」の実施（他校交流）

3 校内研修

(1) 職員会議での共通理解

いじめ問題に関する基本的認識、児童を受容・共感していく態度、問題発生時における適切な対処について、児童の実態など、児童の出すサインを見逃さないよう努めること、指導の在り方や学級担任が一人で問題を抱え込まないことなど、教職員の共通理解を図る。
また、配慮を要する児童を中心に情報交換を行う。

(2) 生徒指導部会の運営

いじめ問題について組織的に対応していくために、定期的に「生徒指導部会」を開催する。児童の現状を基に、過年度における課題から、予想される問題を事前に検討し、重点的に指導を行う。

(3) 校内研修による教師力の向上

教職員のいじめに気付く力を高めるために、いじめ問題に関する基本的な姿勢、共感的な態度、カウンセリング技能、情報モラル教育等の研修を行う。
外部講師として、教育センター指導主事、県教委指導主事等を積極的に招聘する。

4 評価

基本方針が機能しているかを点検・見直すPDCAサイクルを生かし評価していく。

(1) 学校評価の活用

教職員・児童・保護者のアンケートにより基本方針が機能し、いじめ問題の未然防止の取組が適切に行われているか評価する。

(2) 学校・保護者・地域関係者による評価

「千丈小学校運営協議会」において評価する。

(3) 平成18年度文科省通知「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」の活用による評価の実施

IV いじめの早期発見に向けての取組

1 いじめの早期発見のために

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童・保護者との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

2 早期発見のための手立て

(1) 日常的な取組

ア 日々の観察

中休みや昼休み、清掃時間、放課後などに児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教師がいる」ことを目指し、①声掛け ②遊び（教師も） ③巡視 ④観察を行う。

イ 日記指導

担任と児童または保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築し、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問などを実施し、迅速に対応する。

ウ 「支援ファイル」への記載

学級全体や一人一人について、日々の出来事で、気になることについて、事案や指導事項を記録し、蓄積していく。管理職が定期的に関覧することにより、課題を早期に把握し、迅速に対応する。また、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

(2) 発見のチェックポイント（別紙3：「いじめ発見のチェックポイント」）

いじめ発見のチェックポイント」を毎日の観察に活用して、小さなサインを見逃さず、早期発見に努める。別紙3は、常に確認できるよう手元に置いておく。

(3) 教育相談活動

日常的な教育相談を機能させるとともに、定期的な教育相談活動を行う。

5、6年生は「ジブンミカタプログラム」を活用する。

毎月第2週を教育相談週間とする。

(4) いじめ実態調査アンケート

次のアンケートを定期的に行い早期発見に努める。

- 「いじめ調査票」アンケート（児童対象） 毎月末
- 「仲間づくり」アンケート（児童対象） 毎学期
- 「やわたはま元気ノート」の活用（児童対象） 毎学期
- 「家庭で気になること」調査（保護者対象） 毎学期
- 「いじめ問題対策」（学校評価）アンケート（保護者・教職員対象） 年2回

(5) 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

ア 基本方針のホームページでの公開

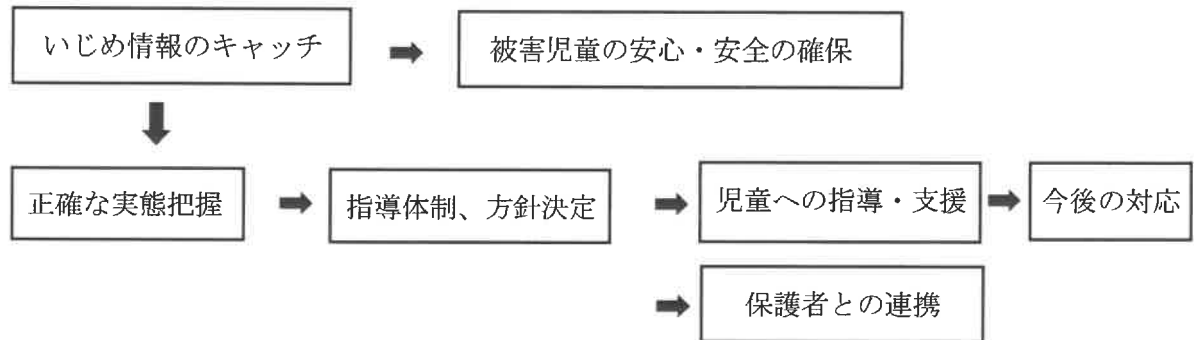
イ 校報、学校通信、PTA本部役員会・総会での説明

ウ 外部関係機関（市教育委員会、総合教育センター、SC）との連携

V いじめに対する早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、そのとき、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに、学級担任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

(2) 事実確認と情報の共有(把握すべき情報例)

○ 「加害者と被害者の確認」「時間と場所の確認」「内容」「背景と要因」「期間」

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

ア 児童に対して

- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた児童に対して

ア 児童に対して

- いじめているときの気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などをいっしょに考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの児童たちに対して

- 当事者だけの問題に留めず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例などの資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童のよさを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方に、カウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷などをインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

学校の決まりの遵守・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

ア 保護者との連携

- パソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングや危険から守るためのルール作りを依頼する。
- 保護者への啓発のポイント
 - ・携帯電話を持たせる必要性について
 - ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や個人情報の流失やスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持たせること
 - ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを認識すること

- ・家庭でトラブルや小さな変化に気が付いたときは、躊躇なく問い掛け、即座に、学校へ相談すること

イ 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流失した情報は、簡単に回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

ア 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童や保護者に助言し、協力して取り組む。

イ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例では、警察等の専門機関と連携する。

ウ 被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に対応
※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

2 重大事態への対処（基本姿勢）

- (1) 重大な被害が生じた児童の生命及び身体等を守り通す。
- (2) 重大な被害が生じた児童を常に把握するための対応を設定する。
家庭との連携 学校での見守り(登下校含)
- (3) 教職員で情報を共有する。また、そのための定期的な情報交換の場を設ける。
- (4) 全児童への支援・指導方針を明確にし、全教職員で当たる。
- (5) 全保護者への報告の機会を速やかに設ける。

3 重大事態への対処（別紙 4：「重大事態の対応フロー図」）

- (1) 重大事態が発生した旨を、八幡浜市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 「いじめ対策委員会」を開催し、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (4) 八幡浜市教育委員会との協議の下、警察等の関係機関へ報告し、連携を図る。
- (5) 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- (6) 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者などの関係機関や弁護士などの専門家を交えて協議し、早期の解決を目指す。

(7) 心のケア

- 健康観察などにより児童の異変を把握し、心の問題の性質を見極め、必要に応じ保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織として連携して組織的に支援に当たる。
- 上記の支援に基づき、学校カウンセラーなどの支援を受ける。

4 重大事態への対応の留意点

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

Ⅶ 点検・評価等について

- 1 点検について… 設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査（いじめ対策推進委員会）
 - 各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善
- 2 評価について
 - (1) 学校運営協議会(学校評価委員会)…いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。
 - (2) 学校運営協議会(いじめ防止対策委員会)…本基本方針運用状況について意見聴取する。
 - (3) 教育委員会報告…評価内容を市教委へ報告する。
- 3 改訂について…本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のために、より実効的に取り組めるよう、必要に応じて改訂する。

付則

この基本方針は、平成 26 年 1 月より運用する。

平成 26 年 4 月 1 日、一部改訂。
平成 27 年 4 月 1 日、一部改訂。
平成 29 年 4 月 1 日、一部改訂。
平成 30 年 4 月 1 日、一部改訂。
平成 31 年 4 月 1 日、一部改訂。
令和 3 年 4 月 1 日、一部改訂。
令和 6 年 4 月 1 日、一部改訂。
令和 7 年 4 月 1 日、一部改訂。

令和8年度 いじめ問題・不登校対策年間計画

八幡浜市立千丈小学校

		校 内 対 策		校 外 対 策	
		実態把握、定期教育相談、校内研修内容 児童の活動、PTA活動、講演会等		地域社会との連携、小・中連携 諸団体との連携等	
一 学 期	4 月	・新学級、新学年の引き継ぎ・実態把握 ・職員会（生徒指導推進計画、生徒指導部会） ・参観日・学級PTA・PTA総会（PTA総会書面開催） ・教育相談週間（第3週） ・家庭訪問（希望者） ・校内研修（研究テーマ・計画）	やわたはま元気ノート ジブンミカタプログラム	・あいさつの日 ・児童生徒をまもり育てる日	学 警 連
	5 月	・教育相談週間（第2週） ・生徒指導研修（生徒指導部会） ・親子奉仕活動 ・運動会 ・引渡し訓練 ・第1回学校運営協議会		・あいさつの日 ・教育相談員定期訪問 ・交通安全教室（1・2年生） ・自転車教室（3～6年生）	
	6 月	・教育相談週間（意識調査を含む）－（第1週） ・生徒指導研修（生徒指導部会） ・校内研修（授業研究） ・人権参観日、ふれあいいきいき講座		・あいさつの日 ・八幡浜市こども未来共創会議	
	7 月	・生徒指導研修（生徒指導部会） ・教育相談週間（第2週） ・学期末懇談会		・あいさつの日 ・児童生徒をまもり育てる日 ・夏季休業中における校外指導、千丈地区補導	
二 学 期	8 月	・校内研修（情報教育研修、健康安全教育研修、人権・同和教育研修等、生徒指導研修） ・必要に応じた家庭訪問・電話連絡（配慮を要する児童への手立て） ・てやてやウェブ参加（希望者）		・夏季休業中における校外指導	
	9 月	・第2回学校運営協議会 ・生徒指導研修（生徒指導部会） ・教育相談週間（第1週） ・学校生活アンケート ・校内研修（授業研究） ・参観日（親子行事）		・あいさつの日 ・市あいさつ強調週間	
	10 月	・生徒指導研修（生徒指導部会） ・教育相談週間（意識調査を含む）－（第2週） ・参観日・千丈チャレンジギネス ・校内研修（授業研究）		・あいさつの日 ・教育相談員定期訪問	
	11 月	・生徒指導研修（生徒指導部会） ・教育相談週間（第1週） ・えひめいじめSTOP！デイ plus ・人権教育推進事業研究発表会		・あいさつの日 ・児童生徒をまもり育てる日 ・八幡浜市こども未来共創会議	
三 学 期	12 月	・生徒指導研修（生徒指導部会） ・教育相談週間（意識調査を含む）－（第2週） ・学期末懇談会		・あいさつの日 ・冬季休業中における校外指導	
	1 月	・第3回学校運営協議会 ・教育相談週間（第2週） ・生徒指導研修（生徒指導部会）－下旬 ・学習発表会		・冬季休業中における校外指導 ・あいさつの日 ・ふれあいクリーン作戦	
	2 月	・生徒指導研修（生徒指導部会） ・教育相談週間（意識調査を含む）－（第1週） ・千丈っ子持久走大会 ・参観日・学級PTA		・あいさつの日 ・八幡浜市こども未来共創会議	
3 月	3 月	・生徒指導研修（生徒指導部会） ・教育相談週間（第2週） ・校内研修（部会報告、1年間のまとめ）		・あいさつの日 ・千丈公民館文化祭 ・学年末休業中における校外指導	

令和8年度 生徒指導年間計画

八幡浜市立千丈小学校

年間を通しての重点3項目 挨拶・返事・靴並べ

月	児童会の生活のきまり	生活行動面	健康安全面	学習面
4	・学校のきまりを守り、 礼儀正しくしよう	○ 気持ちのよい挨拶と返事 ・正しい言葉遣い ・服装 ・所属集団での役割 ・学級、分区、その他の集団での協力 ・きまりについての理解と自覚	・交通ルール ・通学路の安全な登下校 ・身体計測 ・内科検診 ・遊びと場所	・学用品の整備、記名 ・学習の仕方 ・発言の仕方 ・正しい姿勢 ・家庭学習の仕方
5	・進んでそうじをしよう	○ 掃除の仕方を工夫し最後までする。 ・連休指導 ・長所の賞賛と励まし ・室内のマナー ・だれとでも仲良く遊ぶ。	・遊び場の安全確認 ・遊具の安全な使い方 ・体や身の回りの衛生 ・交通安全教室・自転車点検 ・自転車の安全な乗り方	・一人一人への助言と励まし ・ノートの使い方 ・学習のめあて
6	・学習態度をよくしよう	○ 雨の日の過ごし方、遊び方の工夫 ・集団への所属感を深める。 ・少数意見の尊重 ・時間を守る。 ・礼儀、言葉遣い、服装を正しくする。	・歯を大切にすること。 ・梅雨時の健康 ・衛生に気を付けて食事する。 ・校舎内での安全な生活 ・自転車の正しい乗り方	・発表の仕方 ・正しい姿勢 ・忘れ物をしない。 ・話や発表をしっかりと聞く。 ・大きい声で返事や発表をする。
7	・物を大切にしよう	○ 物を大切にする。責任ある後始末 ・夏季休業中の生活行動計画 ・用具や場所をゆずりあって使う。 ・お金を大切に、計画的に使う。 ・家で手伝いをしっかりとする。	・水泳のきまり ・プール使用上の注意 ・暑さに負けない体力づくり ・水の事故防止 ・自転車の安全な乗り方	・学習のまとめ ・プリントやテストの整理 ・夏季休業中の学習計画
8	・きまりを守って楽しく 過ごそう	○ 規則正しい生活 ・校外街頭補導 ・分区の一員としての役割 ・家庭の一員としての役割	・水の事故の防止 ・自転車の安全な乗り方 ・健康に気を付けて正しい生活 ・花火の取扱い	・自由研究 ・自主学習 ・学習計画の実行
9	・きまりを守り礼儀正しく しよう	○ 元氣よく挨拶をする。会釈をする。 ・夏休みの生活の反省 ・廊下、階段は静かに右側を歩く。	・安全点検とけがの予防 ・安全に気を付けて遊ぶ。 ・登下校をきまりよくする。	・夏休みの学習の反省 ・学級の協力学習 ・小集団で自己を生かす。
10	・進んで学習しよう	○ 学級集団の一員として、所属感・連帯感 を深める。 ・自然、動植物愛護 ・進んで人のためになる仕事をする。 ・秋祭りの参加と生活指導	・目を大切にすること。 ・安全な運動の仕方 ・自転車の安全な利用と点検 ・登下校の反省	・進んで発表する。 ・先生の話、友達の発表をしっかりと聞く。 ・大きくはっきりとした声で発表する。
11	・言葉づかいをよくしよう	○ あだ名や人のいやがることを言わない。 ・目上の人への言葉遣いに気を付ける。 ・自分の役割を果たし、友達と協力をする。 ・権利と義務、信頼と誠実な行動 ・自由と責任の自覚	・冬の病氣予防 ・うがい・手洗いの励行 ・廊下の正しい歩行	・大きくはっきりとした声で発表する。 ・先生の話、友達の発表をしっかりと聞く。 ・「はい」「です。」をはっきり言う。 ・考えをまとめて発表する。 ・進歩を認め、励ます。
12	・安全な生活をしよう	○ 寄り道をしないで帰る。安全な登下校 ・ポケットに手を入れない。 ・交通ルールを守り自転車の安全運転をする。 ・場に応じた的確な行動 ・あだ名や人のいやがることを言わない。 ・正しい言葉遣いをする。	・ストーブや火に気を付ける。 ・迅速な避難 ・教室の換気 ・うがい・手洗いの励行 ・廊下の正しい歩行	・学習のまとめ ・プリントやテストの整理 ・冬季休業中の学習計画 ・考えをまとめて発表する。 ・先生の話、友達の発表をしっかりと聞く。
1	・進んで体をきたえよう	○ 寒さに負けず外で元気に遊ぶ。 ・礼儀作法を正しくする。 ・善悪の判断と行動 ・自主的、自立的な行動 ・正しい言葉遣いをする。	・ストーブや火に気を付ける。 ・教室の換気 ・うがい・手洗いの励行 ・冬季における登下校の安全 ・廊下の正しい歩行	・持久走やなわとびの記録をのばす。 ・学習上の努力点を知り、工夫して学習 する。 ・考えをまとめて発表する。 ・先生の話、友達の発表をしっかりと聞く。
2	・健康に気を付けよう	○ 外で元気に遊ぶ。 ・困難に耐えてやりとおす。 ・交友を深める。 ・善悪の判断と行動 ・礼儀作法を正しくする。 ・正しい言葉遣いをする。	・ストーブや火に気を付ける。 ・教室の換気 ・うがい・手洗いの励行 ・好き嫌いをせず何でも食べる。 ・インフルエンザの予防	・進歩を知らせ、励ます。 ・個性の伸長
3	・1年間のまとめをしよう	○ 集団への感謝 ・学校の人々を敬愛し、感謝の念を持つ。 ・春休みの計画を立てる。	・健康安全な生活について反省する。	・学習のまとめをする。 ・作品やテストの整理をする。

資料一1

■いじめ発見のチェックポイント

(学校用)

いじめの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期発見、早期対応を図ることが最大のポイントです。教師は、子どもたちの毎日の生活の様子を観察し、子どもが発する「小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）を見逃さず、発見することが大切です。

※項目は、考えられる例を示しています。発達段階や学校の実態に応じて工夫してください。

●いじめられている側のサイン

	サ イ ン	チェックする チェック 名前	
朝の会・授業開始時	・遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）。 ・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 ・元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。 ・出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 ・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。 ・教師と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・周囲がなんとなくざわついている。 ・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
授 業 中	・保健室、トイレによく行くようになる。 ・用具・机・椅子等が散乱している。 ・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。 ・授業道具等の忘れ物が目立つ。 ・決められた座席と違う場所に座っている。 ・正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 ・他の児童生徒から発言を強要される、突然個人名が出される。 ・グループ分けで孤立する。グループ活動で話しかけられない。 ・学習意欲がない、学習内容が理解できなくなる等学習状況の悪化がある。 ・授業中ぼんやりして、作業が継続しない。 ・周囲の子が机、椅子を離して座ろうとする（2～3cmの隙間） ・どのグループにも入れず、一人でボツンとしている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
休 み 時 間	・休み時間に自分の席から離れないようにしている。 ・トイレや相談室等にこもっていることが多い。 ・訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室、保健室に来たりする。 ・遊びと称して友だちとふざけあっているが表情がさえない。 ・一緒に遊んでいる友だちに、相当な気遣いをしている。 ・遊び時間等で使った道具等の片付けをいつもさせられている。 ・一人で寂しそうに教室に帰ってくる。 ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。 ・理由もなく服を汚していたり、擦り傷等が見られる。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	

	サ イ ン	あてはまる 学がいます 名前
給食時	- 机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。 - 食べ物にいたずらされる（盛りつけない、多く盛りつける、意図的な配り忘れ）。 - 順番に並ぶ必要があるとき、特定の子のそばに並ばない。 - 腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。 - 笑顔がなく、黙って食べている。 - 特定の子どもだけが片付けをさせられている。 - 特定の子が好きなものを他の子どもからもらい集めている。 - 早食い競争をさせられてる。 - 特定の子どもがエプロンを複数洗濯している。 - 給食、弁当を一人で食べていることが多い。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
掃除時間	- 子どもと一人離れて清掃している。 - 特定の子どもが清掃をしているとき、邪魔をしたりふざけた言動をしていたりする。 - 目の前にゴミを捨てられる。 - 清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。 - 衣服が汚れたり、ぬれたりしている。 - 清掃後の授業に遅れてくることが頻繁にある。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
帰りの会・下校時	- 帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。 - 特定の子どもが帰りの会で追求される。 - 何か起こると、いつも特定の子のせいにされる。 - 用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。 - あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。 - 下校の通学路で、友だちが待ち伏せし、荷物をもたされたり、自転車通学なのに、たびたび走らされる。 - 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。さがしても見つからない。 - 班ノートや学級（ホームルーム）日誌に何も書かなくなる。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
クラブ・部活動	- 一人で準備、後片付けをさせられている。 - 部活動に遅れてくることが多くなる。 - 頭痛、腹痛、体調不良をよく訴えている。 - 特定の子どもにボールを打ったり投げたりする。あるいは、ほとんど回ってこない。 - 特定の子どもだけが、集中的に練習させられる。 - 練習中、休憩中一人でポツンとしていることが多い。 - 特定の子どもがさわった道具を他の児童生徒がさわろうとしない。 - ペアで練習の時、いつも取り残される。 - 理由がはっきりしない怪我、あざ、汚れがある。 - 部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。退部を言い出した。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

	サ イ ン	あてはまる 字がはい 名前
学 校 生 活 全 般	・ 普段明朗活発な生徒がふさぎ込んだり、おどおどしている。	☐
	・ 教師と視線があわない。話す時に不安そうな表情をする。	☐
	・ 不自然な言動が見られ、周囲の動向をかなり気にする。	☐
	・ 頭痛、腹痛、体調不良を訴えて、保健室等に行きたがる。	☐
	・ 悪口を言われても愛想笑いをしている。	☐
	・ 宿題や集金などの提出物が遅れる。	☐
	・ 教科書や机、物にいたずら書きをされる。	☐
	・ 特定の子どもの机や持ち物にさわろうとしない傾向がある。	☐
	・ 連絡帳や生活ノート、日記、絵画等にかげりのある表現が見受けられる。	☐
	・ 席替えや班ぎめで、特定の児童生徒の隣や近くの席をいやがる。	☐
	・ ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。	☐
	・ 嫌がらせの手紙や紙切れがある。	☐
	・ 掲示作品、黒板、壁等に中傷やいたずら書きが見られる。	☐
	・ 一人では何もできず、1日中特定のグループで固まって行動している。	☐
	・ 「何か心配なことはないか」「いじめられていないか」との教師の問いに、うっと数秒間をおいて答える。	☐
	・ プロフ、裏サイト等に顔写真、個人情報、誹謗、中傷が書き込まれる。	☐
	・ 特定の子どものプロフが勝手に作られている。	☐

●いじめている側のサイン

次のような言動、行動が見られるときは、いじめが潜んでいる可能性があります。いじめている側に気付いたら、子どもたちの中に積極的に教師が入り、コミュニケーションを増やし、状況把握をすることが早期の解決に結びつきます。

	サ イ ン	あてはまる 字がはい 名前
学 校 生 活 全 般	・ 教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。	☐
	・ ある子どもにだけ、周りの子たちが異常に気をつけている。	☐
	・ 友だちの発言に対して、他の友だちと顔を合わせて、距離をとったり、笑ったり、さげすんだように反応している。	☐
	・ 特定の子どもの発言に周り子たちが迎合する。	☐
	・ 仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。	☐
	・ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする。	☐
	・ 教師が近づくと、グループの児童生徒が不自然に分散する。	☐
	・ 自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。	☐
	・ 教師によって態度を変える。	☐
	・ 教師から誤解されている（悪者扱いされている）と思いこんで、すぐ、むきになったり、行動、動作が乱暴になったりする。	☐
	・ 友だちからの声がけを意図的に無視している。	☐
	・ 友だちとの会話の中に差別意識が見られることがある。	☐
	・ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。	☐

■家庭用チェックリスト

※項目については、発達段階や学校の実態に応じて工夫してください。

【態度やしぐさ】

- ★ 家族との会話が減ったり学校的话题を意図的に避けるようになる。
- ★ 感情の起伏が激しくなり、ささいなことで怒ったり動物や物等に八つ当たりする。
- ★ 受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- ★ 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしなかったりする。
- ★ 朝、なかなか起きてこない。
- ★ 帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。
- ★ 用事もないのに、朝早く家を出る。

【服装、身体・体調】

- ★ 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。
- ★ 理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとがあつたりする。
- ★ 自分のものではない衣服（制服）を着ている。
- ★ 学校に行きたくないと言い出したり、登校時間が近づくと腹痛等身体の具合が悪くなつたりする。
- ★ 食欲不振、不眠を訴える。

【学習】

- ★ 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなつたりする。
- ★ 成績が低下する。

【持ち物、金品】

- ★ 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる。
- ★ 持ち物（学用品や所持品）がなくなつたり、壊されたり、落書きがある。

【交友関係】

- ★ 友だちや学級の不平・不満を口にするが多くなった。
- ★ 友だちからの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断つたりする。
- ★ 仲のよかった友だちとの交流が極端に減った。
- ★ 口数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- ★ 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあつたりする。
- ★ 急に友だちが変わる

【重大事態の対応フロー図】

市教育委員会への重大事態の発生を報告

市教育委員会が調査の主体を判断

【学校が調査主体の場合】

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 千丈小学校運営協議会（校内いじめ防止対策委員会）が、調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、必要に応じて警察や福祉関係者などの関係機関や弁護士などの専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかりと向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、適切に情報を提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケート等は、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に適切な説明をした上で実施する。

調査結果を市教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を継続的に行う。

【参 考】

市教育委員会による調査

関係児童並びにその保護者

<報告>

市 長

※ こども未来共創会議、いじめ問題サポートチームによる調査

市長による再調査

市議会

※ 再調査委員会
(附属機関)

<報告>